

令和6年10月4日付け県公報第558号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年6月3日

静岡県知事 鈴木 康 友

- 1 測量機関
静岡県
- 2 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 3 作業期間
変更前 令和6年9月11日から令和7年3月14日まで
変更後 令和6年9月11日から令和7年8月29日まで
- 4 作業地域
浜松市、川根本町、静岡市の一部